

訪問看護ステーションわかくさ 運営規定

(事業の目的)

第1条 医療法人天神会が開設する訪問看護ステーションわかくさ（以下「ステーション」という）が行う介護保険法、老人保健法及び健康保険法に規定されている指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定めるものとする。

この事業は、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、介護保険法における要介護状態又は要支援状態にある者又は疾病、傷病等により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者であって、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が、指定訪問看護の必要を認めた高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定訪問看護及び介護予防訪問看護を提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

- 第2条 1 事業にあたる看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図ると共に、生活の質の向上を重視した在宅療養が継続できるように適切に事業の提供をおこなう。
- 2 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行い、利用者又はその家族に対し事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、書面により同意の確認を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業者の名称等)

第3条 事業を行う事務所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 訪問看護ステーションわかくさ
- 2 所在地 福岡県久留米市天神町 152 番地 1

第4条 出張所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 訪問看護ステーションわかくさ 小郡サテライト
- 2 所在地 福岡県小郡市あすみ 1 丁目 40 番(2 階)

(職員の職種、員数、及び業務内容)

第5条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1 名
管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の利用の申し込みに関わる調整、主治医との連携・調整、居宅介護支援事業者との連携・調整、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的におこなう。
- 2 看護師等 看護師 2.5 人 以上
理学療法士 1 人（常勤職員 1 人）
作業療法士 1 人（常勤職員 1 人）

看護師等（准看護師及び理学療法士、作業療法士を除く）は訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、利用者又はその家族に説明する。

看護師等は、指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供に当たる。

3 事務職員 1 人（非常勤兼務職員 1 人）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 6 条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1 営業日

月曜日から土曜日までとする。ただし、祝日、正月休み

2 営業時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

3 電話等により、24 時間常時連絡可能な体制とする。

（訪問看護の内容）

第 7 条 ステーションが行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の内容は、次のとおりとする。

1 病状・障害の観察

2 清拭・洗髪等による清潔の保持

3 療養上の世話

4 褥瘡の予防・処置

5 リハビリテーション

6 ターミナルケア

7 認知症患者の看護

8 利用者や家族に対する療養生活や看護方法の指導

9 カテーテル等の管理

10 その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第 8 条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額及び徴収方法は、次のとおりとする。

- 1、介護保険法における要介護者等に指定訪問看護、指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）によるものとし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その 1～3 割とする。

（※介護報酬告示は事業所の見やすい場所に掲示することとする。）

また、次条の通常の事業の実施区域を越えて事業を行う場合は、それに要した交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 実施区域以外片道 5km 毎に 100 円

- 2、老人保健法・医療保険各法による指定訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準（老人訪問看護療養費、訪問看護療養費）によるものとし、基本利用料及びその他の利用料とする。

1) 基本利用料（1回の訪問看護につき）

（老人訪問看護療養費分）		1~3割
（訪問看護療養費分）	健保本人・退職国保本人	3割
	健保家族・一般国保	3割

2) その他の利用料

- ① 交通費（自動車使用時） 実施区域内 200 円 実施区域外は片道 5km 毎に 100 円
- ② 日常生活に必要な物品は実費負担とする。

- 3、前 2 項の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
また、支払いに対し、明細を記載した領収書の発行を行うこととする。
- 4、利用料金については、別紙利用料金を掲示することとする。

（通常の事業の実施区域）

第 9 条 通常の事業の実施区域の訪問エリアは久留米市内（草野・田主丸・三潴・城島は除く）
出張所の事業の実施区域の訪問エリアは小郡市・鳥栖市・筑紫野市
基山町・筑前町・大刀洗町・久留米市（宮の陣・北野町・小森野に限る）

（緊急時における対応方法）

- 第 10 条 1 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

- 第 11 条 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。
- 1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - 2) 担当者を置き虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
 - 3) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - 4) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 12 条 1 訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
- ② 継続研修 月 1 回

- 2 従業者は業務上知り得た、利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であったものに、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定める事項のほか、関係各法令の規定を順守することとする。また、運営に関する重要事項は社会医療法人天神会とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する

平成 24 年 4 月 1 日	改定
平成 24 年 6 月 1 日	改定
平成 24 年 8 月 1 日	改定
平成 25 年 4 月 1 日	改定
平成 25 年 8 月 1 日	改定
平成 27 年 12 月 1 日	改定
平成 28 年 1 月 31 日	改定
平成 30 年 4 月 1 日	改定
平成 30 年 9 月 10 日	改定
平成 31 年 4 月 1 日	改定
令和 3 年 4 月 1 日	改定
令和 6 年 4 月 1 日	改定
令和 6 年 9 月 1 日	改定
令和 7 年 4 月 1 日	改定
令和 7 年 6 月 1 日	改定